

駐車監視員・放置車両確認機関とは

■ 放置車両確認機関

警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託することができ、その場合、その受託者(放置車両確認機関)の名称等を公示しなければなりません。

■ 駐車監視員

放置車両確認機関は、公安委員会から駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外に、放置車両の確認等を行わせることはできません。

■ 駐車監視員の記章と制服等



蛍光チョッキ

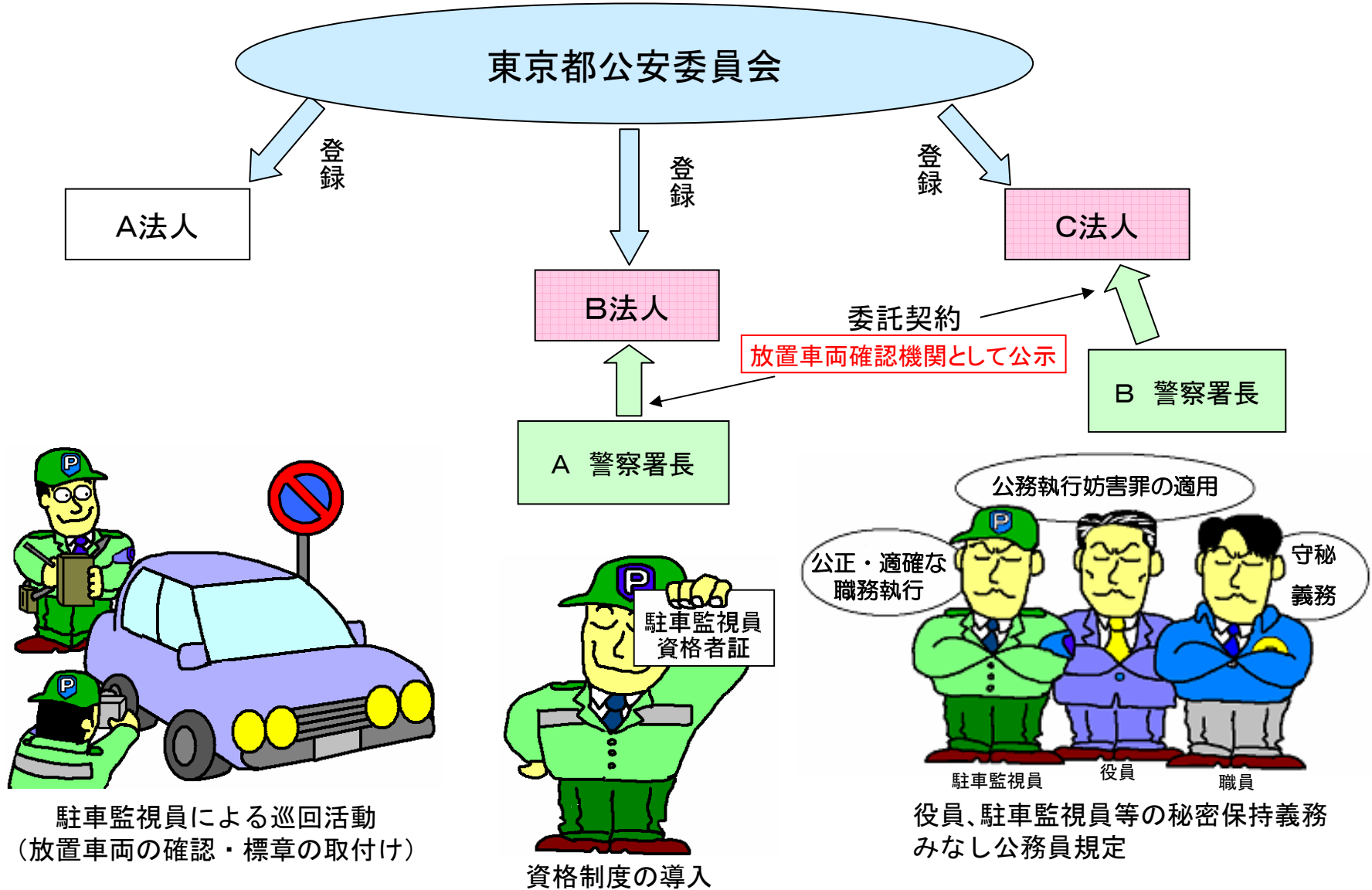


見本



■ 放置車両確認事務の民間委託制度等

確認事務の委託



駐車監視員による巡回活動
(放置車両の確認・標章の取付け)

資格制度の導入

役員、駐車監視員等の秘密保持義務
みなし公務員規定

■ 放置車両確認事務の委託契約に係る基本的な流れ

